

必読

暮らしの法律ナビ

No.65

所有者不明
土地の問題

6月6日に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、来年6月の施行予定です。

県知事の判断で最長10年間の「利用権」を設定でき、公園や文化施設、直売所等の公益目的に限り使用できるようになる。持ち主が現れない場合は期間を延長する事もできる。また、相続登記

の放置が所有者不明土地を増加させる要因となっていることから、法務局の登記官に土地の所有権の名義人を探索し、相続登記等の申請を勧告することができる権限が付与された。

国内の所有者不明土地は高齢化の進展にともなうて増加する事は必至である。公益目的だけでなく、商業施設や住宅等の民間利用が必要との意見もあり、相続登記の義務化、土地所有権を放棄できる制度、共有地道路の保存管理を円滑に実施する制度等の創設も検討される予定である。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>